

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|-------------------|--|-------------------|---|-----------------------|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| 第6編 第1章 第1節 | 河川編 築堤・護岸 運用 | 第6編 第1章 第1節 | 河川編 築堤・護岸 適用 | |
| 2 | 河川土工、 <u>軽量盛土工は、第1編第2章第3節河川土工・砂防土工、第3編第2章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。</u> | 2 | <u>適用規定（1）</u> 河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。 | 項目見出しの追記 |
| 3 | <u>地盤改良工、</u> 構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章第7節 <u>地盤改良工、</u> 第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による <u>ものとする。</u> | 3 | <u>適用規定（2）</u> 構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。 | 項目見出しの追記 |
| 第2節 | 適用すべき諸基準 <u>請負者</u> は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>下記</u> の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 <u>建設省</u> 仮締切堤設置基準（案） <u>（平成10年6月）</u> 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き <u>（平成10年11月）</u> | 第2節 | 適用すべき諸基準 <u>受注者</u> は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>以下</u> の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 <u>国土交通省</u> 仮締切堤設置基準（案） <u>（平成22年6月一部改正）</u> 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き <u>（平成19年7月）</u> | 表記の統一 適用諸基準の改正 |
| | | 第3節 1-3-1 | <u>軽量盛土工</u> <u>一般事項</u> <u>本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</u> | 軽量盛土工の追記(国に準拠) |
| | | 1-3-2 | <u>軽量盛土工</u> <u>軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</u> | |
| | | 第4節 1-4-1 | <u>地盤改良工</u> <u>一般事項</u> <u>本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、パーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。</u> | 地盤改良工の追記(国に準拠) |
| | | 1-4-2 | <u>表層安定処理工</u> <u>表層安定処理工の施工については、第3編2-7-4表層安定処理工の規定による。</u> | |

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|-------------------|--|-------------------|---|---|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| 第3節 1-3-1 | 護岸基礎工 一般事項 本節は、護岸基礎工として作業土工、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。 | 1-4-3 | <u>パイルネット工</u> <u>パイルネット工の施工については、第3編2-7-5パイルネット工の規定による。</u> | パイルネット工の追記（国に準拠） |
| | | 1-4-4 | <u>バーチカルドレーン工</u> <u>バーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7バーチカルドレーン工の規定による。</u> | バーチカルドレーン工の追記（国に準拠） |
| | | 1-4-5 | <u>締固め改良工</u> <u>締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め改良工の規定による。</u> | 締固め改良工の追記（国に準拠） |
| | | 1-4-6 | <u>固結工</u> <u>固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。</u> | 固結工の追記（国に準拠） |
| 第4節 1-4-1 | 矢板護岸工 一般事項 本節は、矢板護岸工として作業土工、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。 | 第5節 1-5-1 | 護岸基礎工 一般事項 本節は、護岸基礎工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。 | 表現の修正 |
| 第4節 1-4-1 | 矢板護岸工 一般事項 本節は、矢板護岸工として作業土工、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。 | 第6節 1-6-1 | 矢板護岸工 一般事項 本節は、矢板護岸工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。 | 表現の修正 |
| 第5節 1-5-1 5 | 法覆護岸工 一般事項 5 <u>請負者</u> は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。また、 <u>シートの重ね合わせ及び端部は接着はずれ</u> 、はく離等のないよう施工しなければならない。 | 第7節 1-7-1 5 | 法覆護岸工 一般事項 5 <u>遮水シートの布設</u> <u>受注者</u> は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。また、 <u>シートの敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端部は接着はずれ</u> 、はく離等のないよう施工しなければならない。 | 項目見出しの追記 河川土工マニュアルでは端部のみの接着となっているが、現行条文では遮水シートの重ね合わせ部まで接着しなければならないと誤解される表現であるため、端に修正 |

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|--------------|---|----------------|---|--|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| 1-5-2 | <p>材 料 （3）品質管理 ① 止水シートとコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系接着剤等で接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。</p> <p>② 請負者は、止水シート及び補強マットの各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質を証明する資料を監督職員に提出するものとする。</p> <p>① 製品には、止水シート、補強マットの各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。（番号整理でもよい）</p> | 1-7-2 | <p>材 料 （2）品質管理 ① 止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系またはスチレンブタジエンゴム系接着剤、ブチルゴムテープ等の内、接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。</p> <p>② 受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、以下の要件を整えた品質を証明する資料を監督職員に提出するものとする。</p> <p>① 製品には、止水材及び被覆材の各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。（番号整理番号でもよい）</p> | スチレンブタジエンゴム系接着剤、ブチルゴムテープ等を追記 止水シート、補強マットから止水材及び被覆材に変更 |
| 第6節 1-6-1 | <p>擁壁護岸工 一般事項 1 本節は、擁壁護岸工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p> | 第8節 1-8-1 | <p>擁壁護岸工 一般事項 1 本節は、擁壁護岸工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p> | 表現の修正 |
| 第7節 1-7-1 | <p>根固め工 一般事項 1 本節は、根固め工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p> | 第9節 1-9-1 | <p>根固め工 一般事項 1 適用工種 本節は、根固め工として作業土工（床掘り、埋戻し）、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p> | 項目見出しの追記 表現の修正 |
| 第8節 1-8-1 | <p>水制工 一般事項 1 本節は、水制工として作業土工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・粹工、杭出し水制工その他これらに類する工種について定める。</p> | 第10節 1-10-1 | <p>水制工 一般事項 1 適用工種 本節は、水制工として作業土工（床掘り、埋戻し）、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・粹工、杭出し水制工その他これらに類する工種について定める。</p> | 項目見出しの追記 表現の修正 |
| 第9節 1-9-1 | <p>付帯道路工 一般事項 1 本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、側溝工、集水柵工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。</p> | 第11節 1-11-1 | <p>付帯道路工 一般事項 1 本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、側溝工、集水柵工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。</p> | 表現の修正 |

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|---------------------|--|---------------------|---|---|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| 第11節 1-11-1 | 光ケーブル配管工 一般事項 本節は、光ケーブル配管工として作業土工、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。 | 第13節 1-13-1 | 光ケーブル配管工 一般事項 本節は、光ケーブル配管工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。 | 表現の修正 |
| 第2章 第2節 2-2-1 | 浚渫（河川） 浚渫工（ポンプ浚渫船） 一般事項 | 第2章 第2節 2-2-1 | 浚渫（河川） 浚渫工（ポンプ浚渫船） 一般事項 | |
| 3 | <u>請負者</u> は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <u>工事着手前</u> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 | 3 | <u>避難場所の確保等</u> <u>受注者</u> は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <u>施工前</u> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 | 項目見出しの追記 「工事着手前」とは、準備工事等（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事についてはそれを含む）を行う前の事であるため、「施工前」に修正 4-2-1 浚渫工」と整合 項目見出しの追記 表記の統一 |
| 4 | <u>請負者</u> は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、 <u>直ちに監督職員に通報するとともに、速やかに取り除かなければならない。</u> | 4 | <u>支障落下物の除去</u> <u>受注者</u> は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、 <u>直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡するとともに、速やかに取り除かなければならない。</u> | |
| 2-2-4 2 | 配土工 <u>請負者</u> は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響 <u>または</u> 付近への汚染が生じないようにしなければならない。 | 2-2-4 2 | 配土工 <u>施工上の注意</u> <u>受注者</u> は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響 <u>及び</u> 付近への汚染が生じないようにしなければならない。 | |
| 第3節 2-3-1 | 浚渫工（クラブ船） 一般事項 | 第3節 2-3-1 | 浚渫工（クラブ船） 一般事項 | |
| 3 | <u>請負者</u> は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <u>工事着手前</u> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 | 3 | <u>避難場所の確保等</u> <u>受注者</u> は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <u>施工前</u> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 | 「工事着手前」とは、準備工事等（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事についてはそれを含む）を行う前の事であるため、「施工前」に修正 項目見出しの追記 4-2-1 浚渫工」と整合 |
| 4 | <u>請負者</u> は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに、 <u>監督職員に通報するとともに速やかに取り除かなければならない。</u> | 4 | <u>支障落下物の処置</u> <u>受注者</u> は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに、 <u>関係機関に通報及び監督職員に連絡するとともに速やかに取り除かなければならない。</u> | |

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|--------------|---|--------------|---|--|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| 第4節 2-4-1 | 浚渫工（バックホウ浚渫船） 一般事項 3 <u>請負者</u> は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <u>工事着手前</u> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 | 第4節 2-4-1 | 浚渫工（バックホウ浚渫船） 一般事項 3 <u>避難場所の確保等</u> <u>受注者</u> は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <u>施工前</u> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 | 項目見出しの追記 「工事着手前」とは、準備工事等（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）を行う前の事であるため、「施工前」に修正 4-2-1 浚渫工」と整合 |
| 4 | <u>請負者</u> は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに <u>監督職員に通報</u> するとともに、速やかに取り除かなければならない。 | 4 | <u>支障落下物の除去</u> <u>受注者</u> は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに <u>関係機関に通報及び監督職員に連絡</u> するとともに、速やかに取り除かなければならない。 | |
| 第3章 第2節 | 樋門・樋管 適用すべき諸基準 <u>建設省</u> 仮締切堤設置基準（案） <u>（平成10年6月）</u> <u>国土交通省</u> 機械工事共通仕様書（案） <u>（平成17年4月）</u> <u>国土交通省</u> 機械工事施工管理基準（案） <u>（平成17年4月）</u> | 第3章 第2節 | 樋門・樋管 適用すべき諸基準 <u>国土交通省</u> 仮締切堤設置基準（案） <u>（平成22年6月一部改正）</u> <u>国土交通省</u> 機械工事共通仕様書（案） <u>（平成24年3月）</u> <u>国土交通省</u> 機械工事施工管理基準（案） <u>（平成22年4月）</u> | 適用諸基準の改正 |
| | | 第3節 3-3-1 | <u>軽量盛土工</u> <u>一般事項</u> <u>本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</u> | 軽量盛土工の追記 （国に準拠） |
| | | 3-3-2 | <u>軽量盛土工</u> <u>軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2 軽量盛土工の規定による。</u> | |
| | | 第4節 3-4-1 | <u>地盤改良工</u> <u>一般事項</u> <u>本節は、地盤改良工として、固結工その他これらに類する工種について定める。</u> | 地盤改良工の追記 （国に準拠） |
| | | 3-4-2 | <u>固結工</u> <u>固結工の施工については、第3編2-7-9 固結工の規定による。</u> | |

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|--------------|---|--------------|--|--|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| 第3節 3-3-1 | 樋門・樋管本体工 一般事項 1 本節は、樋門・樋管本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。 6 請負者 は、樋門・樋管の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。なお、 請負者 は、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。 | 第5節 3-5-1 | 樋門・樋管本体工 一般事項 1 適用工種 本節は、樋門・樋管本体工として作業土工（ 床掘り、埋戻し ）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。 6 樋門・樋管の止水板 受注者 は、樋門・樋管の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。なお、 受注者 は、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。 | 項目見出しの追記 表現の修正 |
| 3-3-6 | 函渠工 4 請負者 は、ヒューム管の施工にあたり 下記 の事項により施工しなければならない。 （3） 請負者 は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを 充てん し、空隙 または 漏水が生じないように施工しなければならない。 5 請負者 は、コルゲートパイプの布設にあたり 下記 の事項により施工しなければならない。 （1）布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。 （2）コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。 | 3-5-6 | 函渠工 4 ヒューム管の施工 受注者 は、ヒューム管の施工にあたり 以下 の事項により施工しなければならない。 （3） 受注者 は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを 充填 し、空隙 及び 漏水が生じないように施工しなければならない。 5 コルゲートパイプの布設 受注者 は、コルゲートパイプの布設にあたり 以下 の事項により施工しなければならない。 （1）布設するコルゲートパイプの基床 及び裏込め土 は、砂質土または砂とし、 受注者は、パイプが不均等な外圧等により変形しないよう、十分な締め固めを行わなければならない。 （2）コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後も 可能な限り ボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。 | 項目見出しの追記 表記の統一 表記の統一 項目見出しの追記 表記の統一 注意点の補強 条件の緩和 |

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|--------------|--|--------------|--|-----------------------------|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| | <p>(3) 請負者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある場合、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> | | <p>(3) 受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来形等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある場合、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> | 誤字の修正 |
| 6 | <p>請負者は、鉄筋コンクリート（RC）及びプレストレストコンクリート（PC）構造の樋門及び樋管について<u>下記</u>の事項によらなければならない。</p> | 6 | <p>コンクリート構造の樋門及び樋管 受注者は、鉄筋コンクリート（RC）及びプレストレストコンクリート（PC）構造の樋門及び樋管について<u>以下</u>の事項によらなければならない。</p> | 項目見出しの追記 表記の統一 |
| 7 | <p>請負者は、鋼管の布設について<u>下記</u>の事項によらなければならない。 (6) 請負者は、<u>下記</u>の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。 ① 気温が5℃以下のとき。 ② 湿度が85%以上のとき。 ③ <u>塗膜</u>の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。 ④ 炎天下で鋼材表面の温度が高く、塗膜に泡が生ずるおそれのあるとき。 ⑤ <u>鋼材表面が湿気を帯びているとき</u>。 ⑥ その他、監督職員が不相当と認めたとき。</p> | 7 | <p>鋼管の布設 受注者は、鋼管の布設について<u>以下</u>の事項によらなければならない。 (6) 受注者は、<u>以下</u>の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。 ① 気温が5℃以下のとき。 ② 湿度が85%以上のとき。 ③ <u>塗料</u>の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。 ④ 炎天下で鋼材表面の温度が高く、塗膜に泡が生ずるおそれのあるとき。 ⑤ <u>降雨等で表面が濡れているとき</u>。 ⑥ <u>風が強いとき及び塵埃が多いとき</u>。 ⑦ その他、監督職員が不相当と認めたとき。</p> | 項目見出しの追記 表記の統一 表記の統一 |
| 8 | <p>請負者は、ダクトイル鋳鉄管の布設について<u>下記</u>の事項によらなければならない。 (3) 請負者は、継手接合前に受口表示マークの管種を<u>確認し、設計図書と照合</u>しなければならない。</p> | 8 | <p>ダクトイル鋳鉄管の布設 受注者は、ダクトイル鋳鉄管の布設について<u>以下</u>の事項によらなければならない。 (3) 受注者は、継手接合前に受口表示マークの管種<u>について確認</u>しなければならない。</p> | 表現の統一 表現の統一 第3編第2章と整合 |
| 第4節 3-4-1 | <p>護床工 一般事項 本節は、護床工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p> | 第6節 3-6-1 | <p>護床工 一般事項 本節は、護床工として作業土工（<u>床掘り、埋戻し</u>）、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p> | 項目見出しの追記 表記の統一 語尾の修正 |
| | | | | 表現の修正 |

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|--------------|--|--------------|--|-------------------|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| 第5節 3-5-1 | <p>水路工 一般事項 本節は、水路工として作業土工（<u>床掘り、埋戻し</u>）、側溝工、集水樹工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定める。</p> | 第7節 3-7-1 | <p>水路工 一般事項 本節は、水路工として作業土工（<u>床掘り、埋戻し</u>）、側溝工、集水樹工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定める。</p> | 表現の修正 |
| 第6節 3-6-1 | <p>付属物設置工 一般事項 本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。</p> | 第8節 3-8-1 | <p>付属物設置工 一般事項 本節は、付属物設置工として作業土工（<u>床掘り、埋戻し</u>）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。</p> | |
| 4 | <p><u>請負者</u>は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを<u>充てん</u>しなければならない。</p> | 4 | <p><u>境界ブロックの施工</u> <u>受注者</u>は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを<u>充填</u>しなければならない。</p> | 項目見出しの追記 表記の統一 |
| 3-6-5 | <p>銘板工 <u>請負者</u>は、銘板及び<u>表示板の施工</u>にあたって、材質、大きさ、<u>取付け場所、記載事項</u>を設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> | 3-8-5 | <p>銘板工 <u>受注者</u>は、銘板及び<u>標示板の施工</u>にあたって、材質、大きさ、<u>取付位置並びに諸元等の記載事項について</u>、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> | 文章表現の修正 |
| 第4章 第2節 | <p>水門 適用すべき諸基準 <u>請負者</u>は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>下記</u>の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 II鋼橋編） <u>（平成14年3月）</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 IIIコンクリート橋編） <u>（平成14年3月）</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 IV下部構造編） <u>（平成14年3月）</u></p> | 第4章 第2節 | <p>水門 適用すべき諸基準 <u>受注者</u>は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>以下</u>の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 II鋼橋編） <u>（平成24年3月）</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 IIIコンクリート橋編） <u>（平成24年3月）</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 IV下部構造編） <u>（平成24年3月）</u></p> | 表記の統一 適用諸基準の改正 |

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|-------------------|--|---|---|------------------|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| 第3節 4-3-6 1 | <p>建設省 仮締切堤設置基準（案） ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案） 国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説</p> <p>（平成10年6月） （平成11年3月） （平成17年4月） （平成13年9月）</p> | <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案） ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説） 国土交通省 機械工事共通仕様書（案） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）</p> <p>（平成22年6月一部改正） （平成23年7月） （平成19年3月） （平成22年4月）</p> | 適用諸基準の改正 | |
| | <p>工場製作工 鋼製排水管製作工 製作加工</p> <p>（1）請負者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。</p> <p>（2）請負者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間隔を10mm程度あけるものとする。</p> <p>（3）請負者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リップの孔に通す鉄筋は工場でリップに溶接しておかなければならない。</p> <p>（4）請負者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。</p> | <p>工場製作工 鋼製排水管製作工 製作加工</p> <p>（1）受注者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によらなければならない。</p> <p>（2）受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。</p> <p>（3）受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。</p> | | |
| | | 第4節 4-4-1 | 工場製品輸送工 一般事項 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。 | 工場製品輸送工の追記（国に準拠） |
| | | 4-4-2 | 輸送工 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。 | |
| | | 第5節 4-5-1 | 軽量盛土工 一般事項 本節は、軽量盛土工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。 | 軽量盛土工の追記（国に準拠） |
| | | 4-5-2 | 軽量盛土工 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。 | |

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|-------------------|---|-------------------|---|---------------------|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| 第4節 4-4-1 1 | 水門本体工 一般事項 適用工種 本節は、水門本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工（遮水矢板）、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。 | 第6節 4-6-1 1 | 水門本体工 一般事項 適用工種 本節は、水門本体工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、既製杭工、場所打杭工、矢板工（遮水矢板）、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。 | 表現の修正 |
| 第5節 4-5-1 | 護床工 一般事項 本節は、護床工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。 | 第7節 4-7-1 | 護床工 一般事項 本節は、護床工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。 | 表現の修正 |
| 第6節 4-6-1 | 付属物設置工 一般事項 本節は、付属物設置工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、防止柵工、境界工、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定める。 | 第8節 4-8-1 | 付属物設置工 一般事項 本節は、付属物設置工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、防止柵工、境界工、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定める。 | 表現の修正 |
| 第7節 4-7-1 2 | 鋼管理橋上部工 一般事項 <u>請負者</u> は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に <u>提出</u> しなければならない。 | 第9節 4-9-1 2 | 鋼管理橋上部工 一般事項 <u>検測</u> <u>受注者</u> は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に <u>提示</u> しなければならない。 <u>なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。</u> | 項目見出しの追記 文章表現の修正 |
| 4-7-2 4 | 材料 <u>請負者</u> は、以下の材料を使用する場合は、 <u>試料及び試験結果を、工事に使用する前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</u> ただし、これまでに使用実績があるものをを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、 <u>請負者</u> は、 <u>試料及び試験結果の提出を省略する事ができるものとする。</u> (1) 基層及び表層に使用する骨材 | 4-9-2 4 | 材料 <u>試験結果の提出</u> <u>受注者</u> は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を、工事に使用する前に監督職員に <u>提出</u> しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものをを用いる場合には、 <u>監督職員</u> の <u>承諾を得て、試験結果の提出を省略する事ができる。</u> (1) 基層及び表層に使用する骨材 | 項目見出しの追記 文章表現の修正 |

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|--------------|--|-------------|---|-------------------------|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| 5 | <p>請負者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前に、材料の品質を証明する資料を監督職員に提出し、<u>設計図書に関して承諾を得</u>なければならない。</p> <p>(1) 基層及び表層に使用するアスファルト</p> <p>(2) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料</p> <p>なお、承諾を得た瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。</p> | 5 | <p><u>品質証明資料の提出</u></p> <p>受注者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前に、材料の品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 基層及び表層に使用するアスファルト</p> <p>(2) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料</p> <p><u>なお、承諾を得た瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。</u></p> <p>なお、品質の証明を監督職員に承諾された瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。</p> | 項目見出しの追記 文章表現の修正 |
| 6 | <p>請負者は、小規模工事においては、本条4項の規定に係わらず、<u>使用実績のある以下の材料の試験成績表の提出によって、試料及び試験結果の提出に代えることができるものとする。</u></p> | 6 | <p><u>小規模工事</u></p> <p>受注者は、小規模工事においては、本条4項の規定に係わらず、<u>これまでの実績または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験の実施を省略することができる。</u></p> | 項目見出しの追記 文章表現の修正 |
| 7 | <p>請負者は、小規模工事においては、<u>本条6項の規定に係わらず、これまでの実績または定期試験による試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験の実施及び試料の提出を省略することができるものとする。</u></p> | | | 条項目の削除 |
| 第10節 | 橋梁付属物工（鋼管理橋） | 第12節 | 橋梁付属物工（鋼管理橋） | |
| 4-10-1 | 伸縮装置工 | 4-12-2 | 伸縮装置工 | |
| 1 | <p>請負者は、伸縮装置の据付けについては、<u>施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定し、監督職員に報告しなければならない。</u></p> | 1 | <p><u>伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装置工の規定による。</u></p> | 表記の修正 |
| 2 | <p>請負者は、<u>伸縮装置工の漏水防止の方法について、設計図書によるものとする。</u></p> | | | |
| 4-10-1 | 銘板工 | 4-12-8 | 銘板工 | |
| 1 | <p>請負者は、<u>橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図4-3によるなければならない。</u></p> | 1 | <p><u>銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定による。</u></p> | 引用条項に変更 |
| 2 | <p>請負者は、<u>橋歴板は起点左側、橋梁端部に取り付けるものとし、取り付け位置については、監督員の指示によるなければならない。</u></p> | | | |

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|---------------------|--|---------------------|---|----------------------|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| 第12節 4-12-1 | コンクリート管理橋上部工（PC橋） 一般事項 読負者は、コンクリート管理橋の製作工については、次の事項を施工計画書に記載しなければならない。 | 第14節 4-14-1 2 | コンクリート管理橋上部工（PC橋） 一般事項 施工計画書 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。 | 表記の統一 |
| 第16節 4-16-2 6 | 舗装工 材 料 橋面防水層の品質規格試験方法は、 <u>道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計、施工資料 3-3-2</u> の規定によらなければならない。 | 第18節 4-18-2 6 | 舗装工 材 料 <u>橋面防水層の品質規格試験方法</u> 橋面防水層の品質規格試験方法は、「 <u>道路橋床版防水便覧 第4章4.2照査</u> 」（日本道路協会、平成19年3月）の規定による。 <u>これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</u> | 適用諸基準の改正 |
| 4-16-4 4 | 橋面防水工 橋面防水工の施工については、 <u>道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料第4章の施工</u> の規定及び <u>第3編2-6-5</u> アスファルト舗装工の規定によるものとする。 | 4-18-4 4 | 橋面防水工 <u>橋面防水工の施工</u> 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「 <u>道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工</u> 」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び <u>第3編2-6-7</u> アスファルト舗装工の規定による。 <u>これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</u> | 項目見出しの追記 適用諸基準の改正 |
| 4-16-10 2 | コンクリート舗装工 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は、配合設計を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を <u>得なければならない。</u> | 4-18-10 2 | コンクリート舗装工 <u>配合</u> 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は、配合設計を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を <u>得るものとする。</u> | 項目見出しの追記 文章表現の修正 |
| 3 | 粗面仕上げは、フロート、ハケ、 <u>ほうき</u> 等で行うものとする。 | 3 | <u>粗面仕上げ</u> 粗面仕上げは、フロート、ハケ <u>及びほうき</u> 等で行うものとする。 | 項目見出しの追記 文章表現の修正 |
| 4 | 初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m ² 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行う <u>こと。</u> | 4 | <u>初期養生</u> 初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m ² 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行う <u>ものとする。</u> | 項目見出しの追記 表現の統一 |
| 6 | 横収縮目地及び縦目地は、カット目地とし、横収縮目地は30mに1箇所程度打込み目地とする。 | 6 | <u>横収縮目地及び縦目地</u> 横収縮目地及び縦目地は、カット目地とし、横収縮目地は30mに1箇所程度打込み目地とする <u>ものとする。</u> | 項目見出しの追記 語尾の修正 |

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|-------------------|---|-------------------|---|-------------------------------------|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| 第5章 第2節 | <p>堰 適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説） （平成11年3月）</p> <p>建設省 仮締切堤設置基準（案）（平成10年6月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 II鋼橋編） （平成14年3月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 IIIコンクリート橋編） （平成14年3月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 IV下部構造編） （平成14年3月） 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 （昭和60年月）</p> | 第5章 第2節 | <p>堰 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編） （平成23年7月） 国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準（案） （平成12年10月） 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 II鋼橋編） （平成24年3月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 IIIコンクリート橋編） （平成24年3月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 IV下部構造編） （平成24年3月） 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 （平成22年4月）</p> | 適用諸基準の改正及び追加 |
| 第3節 5-3-1 2 | <p>工場製作工 一般事項 請負者は、製作に着手する前に、第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p> | 第3節 5-3-1 2 | <p>工場製作工 一般事項 施工計画書 受注者は、原寸、工作、溶接及び仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p> | |
| 3 | <p>請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。</p> | 3 4 | <p>名簿の整備 受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>鋳鉄品及び鋳鋼品の使用 受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。</p> | 名簿の整備を追記 項目見出しの追記 文章表現の修正 |

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|--------------|---|--------------|--|-----------------------|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| 第4節 5-4-1 | 可動堰本体工 一般事項 1 本節は、可動堰本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。 | 第4節 5-4-1 | <u>工場製品輸送工</u> <u>一般事項</u> 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。 | 工場製品輸送工の追記（国に準拠） |
| | | 5-4-2 | <u>輸送工</u> 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。 | |
| 第4節 5-4-1 | 可動堰本体工 一般事項 1 本節は、可動堰本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。 | 第5節 5-5-1 | <u>軽量盛土工</u> <u>一般事項</u> 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。 | 軽量盛土工の追記（国に準拠） |
| | | 5-5-2 | <u>軽量盛土工</u> 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。 | |
| 第4節 5-4-1 | 可動堰本体工 一般事項 1 本節は、可動堰本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。 | 第6節 5-6-1 | 可動堰本体工 一般事項 1 <u>適用工種</u> 本節は、可動堰本体工として作業土工（ <u>床掘り・埋戻し</u> ）、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。 | 項目見出しの追記 表現の修正 |
| | 2 <u>請負者</u> は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案） <u>第6章</u> 施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 | | 2 <u>適用規定</u> <u>受注者</u> は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（ <u>基準解説編・マニュアル編</u> ） <u>第7章</u> 施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 | 項目見出しの追記 適適用諸基準の改正 |

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|--------------|---|----------------|---|---|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| 第5節 5-5-1 | <p>固定堰本体工 一般事項 1 本節は、固定堰本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、堰本体工、水叩工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 請負者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）第6章施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> | 第7節 5-7-1 | <p>固定堰本体工 一般事項 1 適用工種 本節は、固定堰本体工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、堰本体工、水叩工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 適用規定 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）第7章施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> | <p>項目見出しの追記 表現の修正 項目見出しの追記 適用諸基準の改正</p> |
| 第6節 5-6-1 | <p>魚道工 一般事項 1 本節は、魚道工として作業土工、魚道本体工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 請負者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）第7章施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> | 第8節 5-8-1 | <p>魚道工 一般事項 1 適用工種 本節は、魚道工として作業土工（床掘り・埋戻し）、魚道本体工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 適用規定 受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（基準解説編・マニュアル編）（案）第7章施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> | <p>項目見出しの追記 表現の修正 項目見出しの追記 適用諸基準の改正</p> |
| 第8節 5-8-1 | <p>鋼管理橋上部工 一般事項 2 請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。</p> | 第10節 5-10-1 | <p>鋼管理橋上部工 一般事項 2 検測 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。</p> | <p>項目見出しの追記 なお書き以降追加</p> |

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|-------------------|--|-------------------|---|-------------------|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| 第18節 5-18-1 | <p>付属物設置工 一般事項 本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。</p> | 第20節 5-20-1 | <p>付属物設置工 一般事項 本節は、付属物設置工として作業土工（<u>床掘り、埋戻し</u>）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。</p> | 表現の修正 |
| 第6章 第2節 | <p>排水機場 適用すべき諸基準 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（<u>同解説</u>） <u>建設省</u> 仮締切堤設置基準（案）（<u>平成10年6月</u>）</p> | 第6章 第2節 | <p>排水機場 適用すべき諸基準 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（<u>基準解説編・マニュアル編</u>）（<u>平成23年7月</u>） <u>国土交通省</u> 仮締切堤設置基準（案）（<u>平成22年6月一部改正</u>）</p> | 適用諸基準の改正 |
| 第3節 6-3-1 | <p>機場本體工 一般事項 本節は、機場本體工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本體工、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定める。</p> | 第3節 6-3-1 | <p><u>軽量盛土工</u> 一般事項 本節は、<u>軽量盛土工</u>として、<u>軽量盛土工</u>その他これらに類する工種について定める。</p> | 軽量盛土工の追記（国に準拠） |
| 第3節 6-3-1 1 | <p>機場本體工 一般事項 本節は、機場本體工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本體工、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定める。</p> | 第4節 6-4-1 1 | <p>機場本體工 一般事項 <u>適用工種</u> 本節は、機場本體工として作業土工（<u>床掘り、埋戻し</u>）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本體工、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定める。</p> | 項目見出しの追記 表現の修正 |
| 第4節 6-4-1 1 | <p>沈砂池工 一般事項 本節は、沈砂池工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、ブロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定める。</p> | 第5節 6-5-1 1 | <p>沈砂池工 一般事項 <u>適用工種</u> 本節は、沈砂池工として作業土工（<u>床掘り、埋戻し</u>）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、ブロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定める。</p> | 項目見出しの追記 表現の修正 |

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|-------------------|--|-------------------|---|-------------------|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| 第5節 6-5-1 | 吐出水槽工 一般事項 本節は、吐出水槽工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工その他これらに類する工種について定める。 | 第6節 6-5-1 1 | 吐出水槽工 一般事項 <u>適用工種</u> 本節は、吐出水槽工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工その他これらに類する工種について定める。 | 項目見出しの追記 表現の修正 |
| 第7章 第2節 | 床止め・床固め 適用すべき諸基準 <u>建設省</u> 仮締切堤設置基準（案） <u>（平成10年6月）</u> | 第7章 第2節 | 床止め・床固め 適用すべき諸基準 <u>国土交通省</u> 仮締切堤設置基準（案） <u>（平成22年6月一部改正）</u> | |
| | | 第3節 7-3-1 | <u>軽量盛土工</u> 一般事項 本節は、 <u>軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</u> | 軽量盛土工の追記（国に準拠） |
| | | 7-3-2 | <u>軽量盛土工</u> <u>軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</u> | |
| 第4節 7-4-1 1 | 床固め工 一般事項 本節は、床固め工として、作業土工、本堤工、垂直壁工、側壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。 | 第5節 7-5-1 1 | 床固め工 一般事項 <u>適用工種</u> 本節は、床固め工として、作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、本堤工、垂直壁工、側壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。 | 項目見出しの追記 表現の修正 |
| 第5節 7-5-1 1 | 山留擁壁工 一般事項 本節は、山留擁壁工として作業土工、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、山留擁壁基礎工その他これらに類する工種について定める。 | 第6節 7-6-1 1 | 山留擁壁工 一般事項 <u>適用工種</u> 本節は、山留擁壁工として作業土工（ <u>床掘り、埋戻し</u> ）、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、山留擁壁基礎工その他これらに類する工種について定める。 | 項目見出しの追記 表現の修正 |

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|--------------------------|---|--------------------------|---|----------------------------|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| 第8章 第5節 8-5-2 3 | 河川維持 堤防養生工 芝養生工 請負者は、人力により雑草の抜き取りを施工するものとする。 | 第8章 第5節 8-5-2 3 | 河川維持 堤防養生工 芝養生工 雑草 受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。 | 項目見出しの追記 語尾の修正 |
| 第6節 8-6-4 10 | 構造物補修工 ボーリンググラウト工 請負者は、水及びセメントの計量にあたっては、監督職員の承諾を得た計量方法によらなければならない。なお、計量装置は設計図書に従い定期的に検査しなければならない。 | 第6節 8-6-4 10 | 構造物補修工 ボーリンググラウト工 計量 受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 | 項目見出しの追記 ただし書き以降追加 |
| 第7節 8-7-2 4 | 路面補修工 材料 堤体材料については、現況堤体材料と同等の材料を使用するものとする。 | 第7節 8-7-2 4 | 路面補修工 材料 堤体材料 堤体材料については、現況堤体材料と同等の材料を使用しなければならない。 | 項目見出しの追記 語尾の修正 |
| 第9節 8-9-1 | 付帯物設置工 一般事項 本節は、付属物設置工として防護柵工、境界杭工、作業土工、付属物設置工その他これらに類する工種について定める。 | 第9節 8-9-1 | 付帯物設置工 一般事項 本節は、付属物設置工として防護柵工、境界杭工、作業土工（床掘り、埋戻し）、付属物設置工その他これらに類する工種について定める。 | 表現の修正 |
| 第10節 8-10-1 | 付帯物設置工 一般事項 本節は、光ケーブル配管工として作業土工、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。 | 第10節 8-10-1 | 付帯物設置工 一般事項 本節は、光ケーブル配管工として作業土工（床掘り、埋戻し）、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。 | 表現の修正 |
| 第14節 8-14-2 1 | 撤去物処理工 運搬処理工 請負者は、殻運搬処理を行うに場合は、運搬物が飛散しないようにしなければならない。 | 第14節 8-14-2 1 | 撤去物処理工 運搬処理工 一般事項 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。 | 項目見出しの追記 表現の修正 語尾の修正 |

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|--------------|--|--------------|---|---------------------------|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| 第9章 第2節 | <p>河川修繕 適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>下記</u>の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 <u>(平成17年12月)</u> ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) <u>(同解説) (平成11年3月)</u> 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案) <u>同解説 (平成13年)</u></p> | 第9章 第2節 | <p>河川修繕 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>以下</u>の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 <u>(平成24年12月)</u> ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) <u>(基準解説編・マニュアル編) (平成23年7月)</u> 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案) <u>同解説 (平成13年2月)</u></p> | <p>表記の統一 適用諸基準の改正</p> |
| | | 第3節 9-3-1 | <p><u>軽量盛土工</u> <u>一般事項</u> 本節は、<u>軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</u></p> | |
| | | 9-3-2 | <p><u>軽量盛土工</u> <u>軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</u></p> | |
| 第5節 9-5-1 | <p>堤脚保護工 一般事項 本節は、堤脚保護工として作業土工、石積工、コンクリートブロック工その他これに類する工種について定める。</p> | 第6節 9-6-1 | <p>堤脚保護工 一般事項 本節は、堤脚保護工として作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u>、石積工、コンクリートブロック工その他これに類する工種について定める。</p> | <p>表現の修正</p> |
| 第6節 9-6-1 | <p>管理用道路工 一般事項 本節は、管理用通路工として防護柵工、作業土工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、排水構造物工、道路付属物工その他これに類する工種について定める。</p> | 第7節 9-7-1 | <p>管理用道路工 一般事項 本節は、管理用通路工として防護柵工、作業土工 <u>(床掘り・埋戻し)</u>、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、排水構造物工、道路付属物工その他これに類する工種について定める。</p> | <p>表現の修正</p> |
| 9-6-2 3 | <p>防護柵工 請負者は、施工に際して堤防定規断面を侵しては<u>いけない。</u></p> | 9-7-2 3 | <p>防護柵工 堤防定規断面の確保 受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵しては<u>ならない。</u></p> | <p>項目見出しの追記 語尾の修正</p> |

土木工事共通仕様書（第6編） 新旧対照表

| 現行（平成19年11月） | | 改正（平成26年4月） | | 改正理由 |
|--------------|---|-------------|--|-------------------|
| 編章節条 | | 編章節条 | | |
| 9-6-8 | 道路付属物工 | 9-7-8 | 道路付属物工 | 項目見出しの追記 語尾の修正 |
| 3 | <u>請負者</u> は、施工に際して堤防定規断面を侵しては <u>いけない。</u> | 3 | <u>堤防定規断面</u> <u>受注者</u> は、施工に際して堤防定規断面を侵しては <u>ならない。</u> | |
| 第7節 | 現場塗装工 | 第8節 | 現場塗装工 | 項目見出しの追記 語尾の修正 |
| 9-7-3 | 付属物塗装工 | 9-8-3 | 付属物塗装工 | |
| 2 | <u>請負者</u> は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m2以上の時は水洗い <u>するものとする。</u> | 2 | <u>塩分付着の水洗い</u> <u>受注者</u> は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m2以上の時は水洗い <u>しなければならない。</u> | |